

令和6年葛巻町議会9月定例会議 会議録（第1号）

令和6年9月6日（金）

午前 10 時 開 議

【 再 開 】	1
・町民憲章朗唱	
【 会議録署名議員の指名 】	1
日程第1 会議録署名議員の指名	
【 諸般の報告 】	1
日程第2 諸般の報告	
・例月現金出納検査の報告書の配布	
・陳情書の配布	
(1) 陳情第5号 母（王乖彦）が中国で不法に逮捕されている件に関する陳情	
・出張報告	
【 報告第5号～第6号上程、報告 】	2
日程第3 報告第5号 令和5年度葛巻町の健全化判断比率について	
日程第4 報告第6号 令和5年度葛巻町の資金不足比率について	
【 議案第28号～第38号・認定第1号～第6号・同意第11号～第13号上程、説明 】	3
日程第5 議案第28号 令和6年度葛巻町一般会計補正予算（第2号）	
日程第6 議案第29号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	
日程第7 議案第30号 葛巻町国民健康保険条例の一部を改正する条例	
日程第8 議案第31号 葛巻町ふるさとづくり寄附条例の全部を改正する条例	
日程第9 議案第32号 行政手続における特定の個人を識別するための個人番号の利用及	

び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第10 議案第33号 葛巻町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第34号 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて
- 日程第12 議案第35号 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて
- 日程第13 議案第36号 岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決をを求めることについて
- 日程第14 議案第37号 葛巻町新庁舎建設工事（2期：外構工事）の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第15 議案第38号 町道葛巻浦子内線道路改良整備（その6）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第16 認定第1号 令和5年度葛巻町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第2号 令和5年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第3号 令和5年度葛巻町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第4号 令和5年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第5号 令和5年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定について
- 日程第21 認定第6号 令和5年度葛巻町水道事業会計決算の認定について
- 日程第22 同意第11号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第23 同意第12号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第24 同意第13号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて

令和6年葛巻町議会9月定例会議 会議録（第1号）						
告示年月日	令和6年8月29日（木）					
再開年月日	令和6年9月6日（金）					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	令和6年9月6日（金） 開議10時00分 散会11時51分					
議員出席状況 （凡例） ○ 出席 △ 欠席 遅遅刻 早早退	議席番号	議員氏名	出席の標	議席番号	議員氏名	出席の標
	1	竹花 結	○	6	姉帯春治	○
	2	深澤 進	○	7	高宮一明	○
	3	藤岡 徹	△	8	辰柳敬一	○
	4	柴田勇雄	○	9	山崎邦廣	○
	5	山岸はる美	○	10	鈴木 満	○
会議録署名議員	4番	柴田勇雄		7番	高宮一明	
会議の書記	議会事務局長	松尾 さゆり		議会事務局長補佐	金子 桂子	

	役職名	氏名	役職名	氏名
地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	町 長	鈴木重男	農林環境エネルギー課長 兼農業委員会事務局長	大久保 栄作
	副町長	觸澤義美	地域整備課長 兼水道事業所長	和野康弘
	教育長	石角則行	教育委員会教育次長 兼こども教育課長	触沢 誉
	代表監査委員	馬淵文雄	まなび交流課長	大川原 洋一
	政策秘書課長	波紫徳彰	病院事務局長	服部隆行
	総務課長	松浦利明		
	いらっしやい葛巻推進課長	主濱隆志		
	会計管理者兼 住民会計課長	坂待典子		
健康福祉課長	大石和人			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり議事日程と同じである			
会議の経過	別紙のとおり			

(開議時刻 10時00分)

議長 (鈴木満君)

朝の挨拶をします。おはようございます。

ただいまから令和6年葛巻町議会を再開します。

本日の会議に先立ち、葛巻町民憲章の朗唱を行います。事務局長に主文を先導して朗読させますので、引き続き全員で朗唱願います。町民憲章のしおりを準備の上、ご起立願います。

議会事務局長 (松尾さゆり君)

それでは、朗読いたしますので、引き続き朗唱ください。葛巻町民憲章。第1章、幸せな輝かしい未来のために、たくましい体力と気力、知性と創造性に満ちた人を育てる、教育の町づくりにつとめます。第2章、明るく楽しい生活のために、きまりを守り、温かい心をもって、互いに助けあう、福祉の町づくりにつとめます。第3章、豊かな美しい郷土のために、自然を愛し、資源の活用に力を合わせて、生き生きと働く、産業の町づくりにつとめます。

議長 (鈴木満君)

ご着席ください。以上で葛巻町民憲章の朗唱を終わります。

これから令和6年葛巻町議会9月定例会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達し

ていますので、会議は成立しました。

欠席届を出されている議員は、3番、藤岡徹議員であります。

なお、本定例会議の会議日程は、本日から9月13日までの8日間とします。

本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。

これから本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、4番、柴田勇雄議員、7番、高宮一明議員を指名します。

次に、日程第2、諸般の報告を行います。初めに、例月現金出納検査の報告書が監査委員から提出されています。その写しをお手元に配付しておりますので、ご参照願います。

次に、陳情第5号、母(王乖彦)が中国で不法に逮捕されている件に関する陳情については、議会運営委員会での協議結果を踏まえ、議員配布の扱いとします。

次に、出張報告をします。6月28日、北奥羽開発促進協議会定例総会出席のため、八戸市に出張しました。7月12日、岩手県市長要望出席のため、盛岡に出張しました。7月14日、岩手地区支部消防操法競技会出席のため、八幡平市に出張しました。7月16日、国道281号整備促進期成同盟会総会並びに県要望出席のため、盛岡市に出張しました。また、同日、盛岡広域8市町議会議長会会議及び正副議長意見交換会出席のため、滝沢市

に出張しました。7月18日、県議長会第1回政務調査会並びに研修会出席のため、九戸村へ出張しました。7月31日、第71回岩手地区議会議員議長会議員大会出席のため、岩手町へ出張しました。8月1日、盛岡さんさ踊りパレード及び盛岡広域8市町議会正副議長情報交換会出席のため、盛岡市に出張しました。8月4日、第43回岩手県消防操法競技会出席のため、矢巾町に出張しました。8月7日、岩手地区議会議長会県内実行運動出席のため、盛岡市に出張しました。8月22日、23日、県議長会3県合同中央研修会、県選出国会議員の懇談会出席のため、東京都に出張しました。9月5日、県議長会知事を囲む懇談会出席のため、盛岡市に出張しました。

これで出張報告を終わります。

なお、令和6年葛巻町議会6月定例会議から本日までにおいて、葛巻町議会総合条例第121条第1項ただし書により、議長において議員を派遣したのはお手元に配布した資料のとおりですので、これを報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第3、報告第5号、令和5年度葛巻町の健全化判断比率について及び日程第4、報告第6号、令和5年度葛巻町の資金不足比率についての2件を一括議題とします。

順次説明を求めます。総務課長。

総務課長（松浦利明君）

お疲れさまでございます。それでは、報告第5

号をご説明申し上げます。議案集の1ページをお願いいたします。

報告第5号、令和5年度葛巻町の健全化判断比率についてでございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率をご報告申し上げます。

この比率は、一般会計に係るものでございまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率はいずれも比率なしでございます。

次に、実質公債費比率でございますが、7.4%で、前年度の7.9%から0.5ポイント改善されております。

次に、将来負担比率でございますが、前年度は12.8%でありましたが、充当可能財源が増額したことなどから、比率なしとなったものでございます。

次に、議案集の2ページをお願いいたします。報告第6号、葛巻町の資金不足比率についてでございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、3つの公営企業会計の資金不足比率をご報告申し上げます。

いずれの会計も資金不足が生じていないことから、比率なしとなったものでございます。

以上で報告の説明を終わらせていただきます。

議長（鈴木満君）

これで説明を終わります。

これから質疑に入ります。報告第5号、令和5年度葛巻町の健全化判断比率について、質疑があ

れば、これを許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

報告第5号、令和5年度葛巻町の健全化判断比率についてを終わります。

次に、報告第6号、令和5年度葛巻町の資金不足比率について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

報告第6号、令和5年度葛巻町の資金不足比率についてを終わります。

次に、日程第5、議案第28号、令和6年度葛巻町一般会計補正予算(第2号)から日程第24、同意第13号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてまでの20議案を一括議題とします。

順次提案理由の説明を求めます。町長。

町長(鈴木重男君)

初めに、人事案件でございます。議案第34号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて。次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

氏名、荒谷光子。

続きまして、議案第35号であります。次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、

議会の意見を求めるものであります。

氏名、深澤優孝。

それぞれの任期につきましては、令和7年1月1日から令和9年12月31日までの3年間であり

ます。続きまして、同意第11号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて。次の者を教育委員会の委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

氏名、村木佳子。

続きまして、同意第12号であります。次の者を教育委員会の委員に任命することについて、議会の同意を求めるものであります。

氏名、土谷美保子。

それぞれの任期につきましては、令和6年10月1日から令和10年9月30日までの4年間であり

ます。続きまして、同意第13号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて。次の者を固定資産評価審査委員会の委員に任命することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

氏名、漆眞下孝幸。

任期につきましては、令和6年10月1日から令和9年9月30日までの3か年とするものであります。

なお、それぞれの委員の経歴書につきましては、添付しておりますので、お目通しをいただきたくお願いを申し上げます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（波紫徳彰君）

続きまして、議案第 29 号から順次ご説明申し上げます。

議案集 3 ページをお開き願います。議案第 29 号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例でございます。

改正の概要でございますが、刑法等の一部を改正する法律が令和 4 年に制定されましたことに伴いまして、町の条例中、懲役または禁錮の規定がある一般職の職員の給与に関する条例、葛巻町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例、葛巻町行政不服審査会条例、個人情報の保護に関する法律施行条例、情報公開及び個人情報保護審査会条例の 5 つの条例において、それぞれを拘禁刑に改めるものでございます。

附則でございますが、この条例は令和 7 年 6 月 1 日から施行しようとするものですが、経過措置といたしまして罰則の適用等に関する事項及び人の資格に関する事項を規定するものでございます。

続きまして、議案集 8 ページをお開き願いま

す。議案第 30 号、葛巻町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

改正の概要でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の制定に伴いまして、健康保険の被保険者証が廃止されますことから、被保険者証の返還に係る罰則規定を削除するものでございます。

附則でございますが、この条例は令和 6 年 12 月 2 日から施行しようとするものでありますが、経過措置といたしまして、条例施行日前の行為及び政令で規定する行為に対する罰則の適用につきましては、従前の例によることを規定するものでございます。

続きまして、議案集 10 ページをお開き願います。議案第 31 号、葛巻町ふるさとづくり寄附条例の全部を改正する条例でございます。

改正の概要につきまして、その要旨を議案資料に整理しておりますので、議案資料で説明を行わせていただきます。

議案資料 2 ページをお開き願います。当時全国に先駆けて森林保全や新エネルギー導入の取組など特色あるまちづくりの原資とするため、ふるさとづくり寄附金制度を平成 18 年度から施行したところであります。その後、平成 20 年に国のふるさと納税制度が創設されたことに伴いまして、現在はそのほとんどがふるさと納税による寄附となっております。このことから、条例名を葛巻町ふるさと納税基金条例と改め、現状に即した制

度とするため、条例で規定する内容を見直すものであります。

附則でございますが、この条例は令和7年1月1日から施行しようとするものであります。経過措置といたしまして、旧条例の規定により積み立てた基金の処分につきましては、従前の例によることを規定するものでございます。

続きまして、議案集 12 ページをお開き願います。議案第 32 号、行政手続における特定の個人を識別するための個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正の概要でございますが、これまで法の別表第2により、特定個人情報の照会、提供が可能な事務等が規定されておりましたが、今般法の改正により、この別表第2が廃止されましたことに伴いまして、新たに用語を定義づけますとともに、別表第2を引用しております規定につきまして文言の整理を行うものでございます。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

続きまして、議案集 14 ページをお開き願います。議案第 33 号、葛巻町水道事業給水条例の一部を改正する条例でございます。

改正の概要につきまして、その要旨を議案資料に整理しておりますので、議案資料で説明を行わせていただきます。

議案資料 3 ページをお開き願います。人口減少に伴い給水収益が減少する中、水道事業の健全運

営と安定的な給水を確保するため、水道料金の基本料金及び超過料金につきまして見直しを図るものでございます。

主な見直しとしまして、家庭用の基本水量を 10 立方メートルから 8 立方メートルに、基本料金を 1,600 円から 1,700 円に変更し、基本水量 8 立方メートルを超え 10 立方メートルまでの超過料金は 1 立方メートル当たり 100 円とし、10 立方メートルを超えた分の超過料金は 1 立方メートル当たり 180 円とするものでございます。このほか業務用、工業用、臨時用の基本料金、超過料金についてもそれぞれ見直しを図るものでございます。

附則でございますが、この条例は令和7年1月1日から施行しようとするものであります。経過措置といたしまして、条例の施行日前から継続使用している令和7年1月分の水道料金につきましては、改正前の料金で徴収するものでございます。

続きまして、議案集 16 ページをお開き願います。議案第 36 号、岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてでございます。地方自治法第 291 条の 3 第 1 項の規定によりまして、広域連合は組織する地方公共団体の数の増減、処理する事務の変更、広域連合の規約の変更を行う場合において関係地方公共団体と協議するとともに、同法第 291 条の 11 の規定によりまして、議会の議決を経なければならないとされております。

議案集 17 ページをお開き願います。規約変更

の概要であります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に、別表第2備考中「当該年度」を「前年度」に、「10月1日」を「9月30日」にそれぞれ改めるものとなっております。

附則でございますが、この規約は令和6年12月2日から施行しようとするものであります。経過措置といたしまして、別表第2の規定は令和7年度以後の負担金に適用し、令和6年度以前の負担金については従前の例によることを規定しているものでございます。

続きまして、議案集19ページをお開き願います。議案第37号、葛巻町新庁舎建設工事（2期：外構工事）の請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

工事の名称、葛巻町新庁舎建設工事（2期：外構工事）。工事場所、葛巻町下町地内。契約の方法、指名競争入札。契約金額1億8,480万円で、契約の相手方は町内企業であります株式会社ビルド遠藤でございます。

議案資料4ページをお開き願います。工事の内容でございますが、旧庁舎側の敷地の造成、構内舗装、屋外排水、電熱・受変電設備などで、舗装

の面積が約8,630平方メートルで、ロードヒーティング、外灯6本などが附帯設備となるものでございます。

工事の期限であります。令和6年12月31日とするものでございます。

続きまして、議案集20ページをお開き願います。議案第38号、町道葛巻浦子内線道路改良整備（その6）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

工事の名称、町道葛巻浦子内線道路改良整備（その6）工事。工事場所、葛巻町葛巻浦子内地内。契約の方法、指名競争入札。契約金額2億6,004万円で、契約の相手方は町内企業であります株式会社ビルド遠藤でございます。

議案資料5ページをお開き願います。工事の内容でございますが、施工延長89メートル、大型プレキャストボックスカルバート30メートル、コンクリートブロック積み工54.1メートル、舗装工635平方メートル、路側防護柵工24メートルでございます。

工事の期限であります。令和7年3月31日とするものでございます。

以上、議案の説明を終わらせていただきます。

議長（鈴木満君）

総務課長。

総務課長（松浦利明君）

それでは、一般会計補正予算書をお願いいたします。議案第28号、令和6年度葛巻町一般会計補正予算（第2号）でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億4,535万円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ77億5,557万4,000円とするものでございます。第2条は、地方債の補正でございます。

5ページをお願いいたします。第2表、地方債の補正でございまして、臨時財政対策債の限度額を2万9,000円減額いたしまして797万1,000円に変更するものでございます。

10ページをお願いいたします。歳出の主なものをご説明申し上げます。2款1項10目基金管理費、財政調整基金等積立金でございますが、町債減債基金を1億5,000万円、地域づくり振興基金を1億円、公共施設等整備基金を1億円にそれぞれ増額するものでございます。

2款4項3目参議院議員補欠選挙費でございますが、現職の辞任に伴うものでございまして、選挙執行経費1,114万円、12ページをお願いいたします、職員給与費330万円、合わせまして1,440万円を計上するものでございます。

なお、これらの経費は全額県支出金を見込むものでございます。

同じく12ページでございます。3款2項2目

児童措置費、児童手当支給管理事業費でございますが、10月からの児童手当制度の拡充に伴うものでございまして、扶助費及び事務費で548万1,000円を増額するものでございます。

13ページをお願いいたします。4款1項2目予防費、感染症予防事業費でございますが、高齢者等に対する新型コロナウイルスワクチン定期接種業務委託料2,943万2,000円を計上するもので、このうち54.2%を国庫支出金で見込むものでございます。

14ページをお願いいたします。5款1項1目労働諸費、雇用促進事業費1,600万円でございますが、町内の企業等が従業員向けの住宅を確保するための費用を助成するものでございます。

16ページをお願いいたします。7款1項2目商工振興費でございますが、住宅のリフォーム等を支援する快適な住まいづくり応援事業の申請件数が当初の見込みより増加したことから、補助金500万円を増額するものでございます。

歳出は以上でございます。

次に、歳入でございますが、戻りまして8ページをお願いいたします。1款1項1目町民税、個人、所得割1,700万円の減額でございますが、国の定額減税に係るものでございまして、この減収分につきましては、その下、9款1項1目地方特例交付金で措置されるものでございます。

次に、10款1項1目地方交付税は、今年度の交付額が確定したことから、普通交付税を2億5,275万8,000円増額するものでございます。

9ページをお願いいたします。19款1項1目、純繰越金1億5,286万8,000円を計上するものでございます。

なお、今回の補正予算におきましては、普通交付税の増額、純繰越金の計上等により歳入が歳出を超過しましたので、財政調整基金等積立金のほか、歳出の予備費に631万円を計上し、調整したところでございます。

議案第28号は以上でございます。

次に、令和5年度一般会計歳入歳出決算書をお願いいたします。3ページをお願いいたします。認定第1号、令和5年度葛巻町一般会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

主要な施策の成果に関する説明書をお願いいたします。主にこの説明書によりまして概要を説明させていただきます。

なお、金額等につきましては100万円未満切捨てで申し上げますので、ご了承をお願いいたします。

初めに、説明書の8ページと9ページをお願いいたします。令和5年度歳入歳出決算総括表でございます。上段の表でございますが、一般会計と3つの特別会計を合わせました合計(1)の欄を御覧ください。歳入歳出の予算額が103億200万円に対し、決算額は歳入が収入済額Aの欄でございますが、96億6,000万円、歳出が支出済額Bの欄でございますが、93億7,400万円となっております。

収入済額から支出済額を差し引いた額がDの欄でございますが、2億8,500万円で、これから翌年度へ繰り越すべき財源E欄を差し引きますと、一番右の欄、実質収支額が1億7,900万円の黒字決算となったものでございます。

これに中段の企業会計分を加えた全会計の収支であります。下段の表、総計の欄、収入済額が109億100万円、支出済額が106億5,500万円、一般会計と3つの特別会計の実質収支額と企業会計の当年度純利益を合算した全会計の収支は1億4,000万円の黒字となったものでございます。

戻りまして、6ページをお願いいたします。令和5年度の決算の概要でございますが、主に特徴的な項目についてご説明申し上げます。

まず、一般会計歳入の決算額でございますが、前年度比18億2,300万円、17.6%の減の85億1,000万円であります。増加区分といたしまして、①、地方譲与税、②、地方交付税、③、繰越金であります。減少区分といたしましては、①、国庫支出金、②、繰入金であります。

続きまして、一般会計歳出の決算額でございますが、前年度比11億5,800万円、12.3%減の82億5,100万円であります。目的別歳出で最も増加したのは衛生費で、前年度比4億5,200万円、53.6%の増で、これは清掃センター及び最終処分場の長寿命化修繕工事の増などによるものであります。次に増加額の大きいのは災害復旧事業費で、7,900万円、181.3%の増で、土木施設災害復

旧事業費の増などによるものであります。

性質別歳出では、義務的経費が前年度比 9,300 万円、3.6%の減で、主に人件費、扶助費が増となった一方で、公債費が減となったものでございます。

7ページをお願いいたします。投資的経費につきましては、前年度比 15億6,100万円、45.9%の減で、主に高齢者福祉施設建設事業の減によるものであります。

22ページをお願いいたします。基金現在高の推移でございます。全部で 12 の基金がございますが、5年度末の残高総額が 63億2,700万円で、前年度より 6,640万円増加しているものでございます。

34ページをお願いいたします。町税等の概要でございます。35ページの表も併せて御覧ください。普通税でございますが、調定済額が 5億9,500万円に対しまして、収入済額が 5億6,600万円、徴収率は現年課税分では前年度と同じ 99.1%となりましたが、現年課税分と滞納繰越分を合わせますと、前年度を 0.1ポイント上回る 95.1%となったものでございます。また、普通税と国民健康保険税を合わせた調定済額は 7億4,800万円で、これに対する収入済額は 6億9,000万円で、前年度比で減となっているものの、徴収率は 92.2%で、前年度を 0.7ポイント上回ったところでございます。

62ページをお願いいたします。主な事業の概要につきまして、新規事業を中心に説明申し上げます。

まず、以下、1,000円未満切捨てで申し上げます。

まず、庁舎建設事業費でございますが、現年予算分が 1億3,527万4,000円、繰越明許費分が 5億521万3,000円の決算額となっております。

69ページをお願いいたします。中段の表でございますが、冬部コミュニティセンターが事業費 5,581万円をかけて完成しております。

70ページをお願いいたします。一番上の表でございますが、燃料等価格高騰対策支援事業は町内の全世帯に 1世帯当たり 1万円のくずまき商品券を交付したものでございます。また、一番下の表でございますが、経済活性化事業としてプレミアム商品券、葛巻町エンジョイチケット事業を実施したものでございます。

79ページをお願いいたします。物価高騰対策といたしまして、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業を実施したものでございます。

86ページをお願いいたします。上段の表でございますが、新型コロナウイルス感染症ワクチンは 7回目の接種まで進めておりまして、接種率は記載のとおりでございます。

87ページをお願いいたします。下段の 2つの表でございますが、物価高騰対策として、住民税非課税世帯等を対象として臨時特別給付金を給付したものでございます。

98ページをお願いいたします。一番下の表でございます。ツキノワグマの被害対策として、自給飼料被害対策支援事業を実施しております。交付件数は 71件、事業費は 1,211万円でございます。

100 ページをお願いいたします。令和4年8月の大雨被害を受けました七滝山村広場につきましては、4年度からの繰越し分と後年度の現年分で改修工事が全て完了しております。

101 ページをお願いいたします。ごみ焼却場管理経費でございますが、清掃センター長寿命化修繕工事が事業費4億9,130万円で完了しております。

105 ページをお願いいたします。道路改良事業の状況でございますが、町道茶屋場田子線のほか3路線につきましては、総事業費1億1,691万3,000円で道路改良、歩道整備等を進めたところでございます。

106 ページをお願いいたします。令和4年8月の豪雨災害に係る災害復旧工事でございますが、箇所数が9か所、事業費が7,392万5,000円で、当該災害に係る全ての工事が完了したものでございます。

113 ページをお願いいたします。五日市保育園の新園舎でございますが、事業費1億326万3,000円で、五日市小学校の敷地内に完成したものでございます。

116 ページをお願いいたします。令和5年度から学校給食費の無償化を実施したところでございまして、小学校と中学校、合わせまして1,082万5,000円を支給したものでございます。

119 ページをお願いいたします。一番上の表でございますが、社会体育館の長寿命化修繕工事につきましては、アリーナ屋根の全面張り替え工事

を行ったところでございまして、事業費は4,064万5,000円であります。

資料のほうは以上でございまして、一般会計決算書、最後のページ、226 ページをお願いいたします。一般会計決算の実質収支に関する調書でございます。歳入歳出差引額が2億5,891万8,000円で、これから翌年度に繰り越すべき財源1億604万9,000円を差し引いた額が実質収支額で、1億5,286万9,000円となったものでございます。

認定第1号は以上でございます。

次に、特別会計決算書をお願いいたします。初めに、国保会計であります。3ページをお開き願います。認定第2号、令和5年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。歳入でございますが、1款の国民健康保険税から9款の町債まで合わせまして、予算額8億5,888万3,000円に対しまして、調定額7億7,966万円、収入済額が8億5,040万5,000円でございます。

6ページ、7ページをお願いいたします。歳出でございますが、1款の総務費から10款の予備費まで合わせまして、予算額8億5,888万3,000円に対し、支出済額が8億4,103万8,000円でございます。

34ページをお願いいたします。実質収支に関する

る調書でございます。歳入歳出差引額が 936 万 6,000 円で、翌年度に繰り越すべき財源がございませんので、実質収支も同額となるものでございます。

認定第 2 号は以上でございます。

次に、農集排会計でございます。37 ページをお願いいたします。認定第 3 号、令和 5 年度葛巻町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

決算書の 38 ページ、39 ページをお願いいたします。歳入でございますが、1 款の分担金及び負担金から 9 款の町債まで合わせまして、予算額 2 億 1,598 万 3,000 円に対し、調定額が 2 億 1,270 万円、収入済額が 2 億 1,257 万 7,000 円でございます。

40 ページ、41 ページをお願いいたします。歳出でございますが、1 款の総務費から 5 款の予備費まで合わせまして、予算額に対して支出済額が 1 億 9,920 万 4,000 円でございます。

58 ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入歳出差引額が 1,337 万 4,000 円で、翌年度へ繰り越すべき財源がございませんので、実質収支額も同額となるものでございます。

認定第 3 号は以上でございます。

続きまして、認定第 4 号、後期高齢会計でございます。61 ページをお開き願います。認定第 4 号、

令和 5 年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

決算書の 62 ページ、63 ページをお願いいたします。歳入でございますが、1 款の後期高齢者医療保険料から 5 款の諸収入まで合わせまして、予算額 8,872 万 5,000 円に対し、調定額 8,715 万 7,000 円、収入済額が 8,723 万 5,000 円でございます。

64 ページ、65 ページをお願いいたします。歳出でございますが、1 款の総務費から 4 款の予備費まで合わせまして、支出済額が 8,306 万 1,000 円でございます。

78 ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入歳出差引額が 417 万 3,000 円で、翌年度へ繰り越すべき財源がございませんので、実質収支も同額となるものでございます。

以上で議案及び認定の説明を終わらせていただきます。

議長（鈴木満君）

次に、病院事務局長。

病院事務局長（服部隆行君）

続きまして、認定第 5 号につきましてご説明を申し上げます。

81 ページをお開き願います。認定第 5 号、令和

5年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

初めに、98ページの事業報告書をお願いいたします。1、概況、(1)、総括事項について申し上げます。令和5年度は、常勤医師3名、非常勤医師3名、計6名のほか、県立病院、岩手医科大学等から専門家の診療応援を継続し、地域住民の皆様が安心して診療が受けられる医療体制づくりに努めてございます。

病床については、介護保険法の一部改正に伴い、60床ある病床のうち、介護療養型病床18床を令和6年3月末をもって廃止し、全て一般病床への転換を行うこととしました。

また、国のガイドラインに基づき、国民健康保険葛巻病院経営強化プランを策定し、目標達成に向け、訪問診療や訪問看護等在宅医療体制の充実や、地域連携室を中心に急性期医療機関等との連携による患者の確保に取り組んでおります。

また、町内の介護施設等との合同研修会の開催や感染症発生時の入退院の連携等、強化を図ってございます。

次に、ア、患者の状況であります。入院患者数は延べ1万1,544人、外来患者数が延べ2万7,197人で、計3万8,741人となりました。このうち入院では、一般病床1万348人、うち地域包括ケア病床8,014人で、介護療養型病床は1,196人となり、前年度と比較して754人の減少となり

ました。また、外来では延べ2万7,197人となり、前年度と比較して785人の減少となっております。

次に、イ、収益的収入以降につきましては、決算報告書においてご説明を申し上げます。

続きまして、99ページをお願いいたします。

(2)、経営指標に関する事項であります。経常収支比率が90.4%、前年度から3.5ポイント減となり、修正医業収支比率は59.9%、前年度から3.0ポイント減となっております。経常収支比率及び修正医業収支比率につきましては、いずれも100%を下回らないことが健全経営の目安として示されておりますので、経営の見直し、検討を継続して行っていく必要があると考えてございます。

なお、病床利用率については、一般及び介護療養合わせまして52.6%となり、前年度から3.6ポイントの減となっております。

それでは、82ページ、83ページの決算報告書をお開きください。病院事業の決算につきましては、基本的に税抜きで調整することとなっておりますが、予算制度を採用していることから、82ページから85ページまでの決算報告書につきましては予算と決算が比較できるように税込みにより作成をしております。なお、金額は千円単位で申し上げますので、ご了承願います。

初めに、(1)、収益的収入及び支出でございます。決算額でご説明を申し上げます。収入の第1款病院事業収益は10億7,816万4,000円とな

り、予算額との比較では1,287万4,000円、率にして1.2%の減となりました。

次に、支出の第1款病院事業費用ですが、10億8,834万6,000円となり、予算額との比較では1億237万1,000円、率にして8.6%の減となったものでございます。

この結果、収入総額から支出総額を差し引いた純損失は、税込みで1,018万2,000円となるものでございます。

続きまして、84ページ、85ページの(2)、資本的収入及び支出についてご説明を申し上げます。収入総額は8,209万6,000円、支出総額は1億3,958万4,000円となり、不足する5,748万8,664円は過年度分損益勘定留保資金で補填をするものでございます。

なお、支出の第1項建設改良費2,914万7,000円につきましては、資料100ページの2、工事等、(1)、建設改良事業の概要に詳細を記載してございます。

次に、89ページの財務諸表、損益計算書についてご説明を申し上げます。この計算書は、3条予算の税抜き収支に対応しまして、1年間の経営成績を表すものでございます。ここからは、税抜きの金額となります。

1、医業収益と2、医業費用の差、医業損失は3億7,657万円、これに3、医業外収益、4、医業外費用を合わせた経常損失は1億436万2,000円であります。この経常損失に5、特別利益と6、特別損失を合わせた純損失、こちらが1,249万

5,000円となり、前年度繰越欠損金を合わせた当年度未処理欠損金は6億5,913万8,000円となるものでございます。

次に、90ページ、91ページの剰余金計算書でございますが、ただいま申し上げました未処理欠損金を翌年度に繰り越し、処分をさせていただく内容でございます。

続きまして、92ページ、93ページの貸借対照表をお願いいたします。初めに、92ページの資産の部でございますが、1、固定資産と2、流動資産の資産合計は、下段の右側の部分になりますが、33億4,467万8,000円であります。

次に、93ページの負債の部についてですが、3、固定負債から5、繰延収益までの負債合計は29億9,521万1,000円となるものでございます。

次に、資本の部における6、資本金と7、剰余金を合わせた資本合計は3億4,946万7,000円でございます。

この結果、負債資本合計は33億4,467万8,000円となり、92ページの資産合計と一致するものでございます。

続きまして、94ページのキャッシュフロー計算書でございますが、1、業務活動から3、財務活動までの資金増加額は1,137万3,000円となり、期首残高と合わせた資金期末残高は7億8,615万9,000円となるものでございます。なお、この金額は92ページの貸借対照表の2、流動資産、(1)現金及び預金の額と一致するものでございます。

97ページ以降の決算附属書類につきましては、

財務諸表の詳しい資料となっておりますので、ご確認をいただきたいと存じます。

以上で認定第5号の説明を終わらせていただきます。

議長（鈴木満君）

次に、地域整備課長。

地域整備課長（和野康弘君）

続きまして、認定第6号についてご説明申し上げます。

113 ページをお開き願います。認定第6号、令和5年度葛巻町水道事業会計決算の認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

初めに、130 ページの事業報告書をお願いいたします。1、概況について申し上げます。総括事項でございます。町の水道事業会計につきましては、人口減少に伴う料金収入の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大などにより、厳しさを増しております。令和2年度に策定した葛巻町水道ビジョンの目標、実現方策である水道事業の健全経営（持続）、安全で安定的な水道水の確保（安全）、施設の防災対策強化（強靱）を念頭に、経営状況の的確な把握及び安全、安定的な給水確保をしながら円滑な事業運営に努めてまいりました。

水道経営につきましては、葛巻町水道事業経営

戦略に基づき、将来にわたって安定的な事業継続していくために収支均衡を意識しながら、経常費用の抑制、収支計画の精査といった水道事業経営の健全化に関する取組を推進してまいりました。

水道業務については、施設の老朽化に伴う管路更新整備を行うため、令和3年度に実施した馬淵川（北部）地区の水道施設基本設計策定業務の成果を基に、工事規模などの明確化及び計画的な工事実施に向けた詳細設計業務を行うとともに、水源水質保全対策検討業務を実施し、水道施設の維持管理の向上を図り、隣接する水源系の統廃合の検討を行ってまいりました。

業務状況でございますが、給水の状況は給水戸数2,573戸、給水人口は5,055人、水道普及率は94.4%となっております。年間総配水量は100万6,782立方メートル、年間総有収水量は52万9,787立方メートルとなっております。前年度と比較しますと、給水戸数25戸、給水人口は171人が減少しておりまして、それに伴い年間総有収水量は9,536立方メートル減少しておりますが、年間総配水量は慢性的な漏水などの影響により9万8,341立方メートル増加となっております。

建設改良の状況は、水源水質保全対策検討業務を実施するとともに、令和6年度から整備を進める馬淵川（北部）地区水道施設整備事業に係る詳細設計を実施しております。

経理状況につきましては、決算報告書のほうでご説明申し上げます。

131 ページをお願いいたします。経営指標に関

する事項でございますが、経常収支比率は前年度から2.9ポイント減の83%となっております。健全経営の水準とされる100%を下回っておりますが、主な要因は現金の支出を伴わない減価償却費の支出によるものでございます。また、料金水準の妥当性を示す料金回収率は、前年度から3.1ポイント減の71.8%となり、事業に必要な費用を給水収益で賄っている状況とされる100%を下回っている状況でございます。

それでは、114ページと115ページの決算報告書をお開きいただきたいと思っております。水道事業の決算につきましては、基本的に税抜きで決算書を調製することとなっておりますが、予算制度を採用していることから、実績を示す決算報告書につきましては予算と決算が比較できるように税込みで編成しております。なお、金額は千円単位で申し上げますので、ご了承願います。

初めに、収益的収入及び支出についてご説明申し上げます。115ページの決算額の欄を御覧いただきたいと思っております。収入、第1款水道事業収益が1億6,268万8,000円、支出、第1款水道事業費用が1億9,206万7,000円となっております。

116ページ、117ページをお開きいただきたいと思っております。資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。117ページの決算額の欄を御覧いただきたいと思っております。収入、第1款資本的収入が8,702万6,000円、支出につきましては第1款の資本的支出が1億4,894万9,000円となっております。また、資本的収入額が資本的支出額に対

して不足する額6,192万3,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金により補填するものでございます。

次に、財務諸表についてご説明申し上げます。121ページをお開きいただきたいと思っております。損益計算書についてご説明申し上げます。この計算書は、3条予算の税抜き収支に対応し、1年間の経営成績を表すものでございます。ここからは、税抜き金額となるものでございます。

営業収益につきましては、総額で1億713万5,000円、営業費用につきましては減価償却費1億236万円の計上などによりまして1億7,207万9,000円となったことから、営業損失は6,494万4,000円となるものでございます。

営業外収益につきましては、総額で4,496万円、営業外費用が1,173万2,000円で、収益が3,322万8,000円となるものでございます。

この結果、営業損失と営業外収益を合わせた経常損失は3,171万6,000円の損失となるものでございます。

前年度繰越欠損金1億9,143万8,000円と合わせた当年度未処理欠損金は2億2,315万4,000円となるものでございます。

122ページ、123ページをお開きいただきたいと思っております。剰余金計算書についてご説明申し上げます。先ほどの損益計算書で申し上げました当年度未処理欠損金を翌年度に繰越処分させていただく内容でございます。

124ページ、125ページをお開きいただきたい

と思います。貸借対照表についてご説明申し上げます。資産の部でございます。1、固定資産と2、流動資産を合わせた資産合計は27億5,044万1,000円となるものでございます。

125 ページを御覧いただきたいと思います。次に、負債の部でございます。3、固定負債から5、繰延収益までの負債の部の合計は22億1,210万6,000円となるものでございます。

次に、資本の部でございます。6、資本金と7、剰余金を合わせた資本の部の合計は5億3,833万5,000円となるものでございます。

負債と資本を合計いたしますと27億5,044万1,000円となりまして、124 ページに記載の資産の合計と一致するものでございます。

続きまして、126 ページをお開きいただきたいと思います。キャッシュフロー計算書についてご説明申し上げます。1の業務活動によるキャッシュフローから3の財務活動によるキャッシュフローまでの資金増加額は3,348万円の減額となるものでございます。これによりまして、資金期末残高は1億2,556万8,000円でございます。貸借対照表の流動資産の現金及び預金の額と一致するものでございます。

129 ページ以降の決算附属書類につきましては、財務諸表の詳しい資料となっておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

以上で認定第6号の説明を終わらせていただきます。慎重ご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（鈴木満君）

これで提案理由の説明を終わります。

ここで11時20分まで休憩します。

（休憩時刻 11時10分）

（再開時刻 11時20分）

議長（鈴木満君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

ここで監査委員の決算審査の結果について報告を求めます。馬淵文雄代表監査委員。

代表監査委員（馬淵文雄君）

それでは、ご報告いたします。これまでは、2つの企業会計と一般特別会計を月を挟みまして2回に分けて報告しておりましたが、議会の開催月の関係により一度に報告することになります。時間を要することになりますが、お許しをいただきたいと思います。

令和5年度葛巻町一般会計・特別会計・企業会計決算並びに基金の運用状況審査意見書でございます。地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により審査に付された令和5年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金の運用状況についてと、地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付されました令和5年度の国民健康保険病院事業会計及び水道事業会計決算書と証書類を審査しましたので、次のと

おり意見を付します。

審査の対象ですが、5年度一般会計歳入歳出決算及び3つの特別会計、国民健康保険病院事業会計及び水道事業会計の2企業会計の歳入歳出決算及び各会計の歳入歳出決算事項別明細書等の附属書類並びに基金の運用状況調書でございます。

審査の期間は、令和6年7月22日から8月20日までの1か月間でございます。

審査の方法ですが、一般会計及び特別会計については、各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況調書について、関係法令に準拠して作成されているか確かめ、予算が適正かつ効率的に執行されているか、また計数に誤りがないか関係諸帳簿及び証書類等の照合を行い、例月出納検査結果も参考に審査をいたしました。

また、企業会計については、決算書及び財務諸表等が関連法令等に準拠して作成され、経営成績及び財政状態が適正に表示されているか、また計数に誤りがないか諸帳簿と照合し、不明な点は担当者の説明を求めて審査いたしました。

審査の結果ですが、一般会計、特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書は法令に準拠して作成されており、これらの計数は関係諸帳簿及び証書類と照合した範囲では、いずれも誤りがないものと認められました。

一般会計、特別会計歳入歳出予算の執行状況は、おおむね予定されたとおり適正に執行されているものと認められました。

基金の運用状況については、関係諸帳簿等と照合したところ計数に誤りがなく、適正に運用されているものと認められました。

財産に関する調書については、関係諸帳簿等と照合したところ計数に誤りがないものと認められました。

また、企業会計については、決算書及び決算附属書類は関係法令の諸規定に準拠して作成され、経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められました。また、これらの計数は諸帳簿と照合、審査した範囲では、いずれも誤りがないと認められました。

次に、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の概要を申し上げます。なお、決算の状況などの具体的な数値を各項目で表に掲載しておりますが、表の内容の説明につきましては割愛させていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

初めに、一般会計及び特別会計の決算状況は次の表のとおりで、全会計とも黒字決算になっております。

次に、一般会計の概要ですが、5年度一般会計歳入歳出決算は次のとおりで、歳入総額 85 億 1,024 万円、歳出総額 82 億 5,132 万円、差引き 2 億 5,891 万円となっております。歳入決算額は 85 億 1,024 万円で、予算額に対し、収入率 93.1%で

あり、収入調定額に対しては99.6%の収入率となっております。歳出決算額は82億5,132万円で、執行率90.3%です。また、翌年度繰越額が3億9,325万円で、不用額は4億9,440万円となっております。

次に、実質単年度収支の状況につきましては次の表のとおりであります。

次に、財政運営の状況につきましては次の表のとおりとなっております。前年度に比べて、自主財源比率は1.7ポイント、実質公債費比率は0.5ポイント、それぞれ改善しております。全般的に財政運営の健全性が維持されている状態にあります。

次に、一般会計の歳入決算額ですが、85億1,024万円で、前年度と比較して18億2,356万円、17.6%の減となりました。

内訳は、次の表のとおりでございます。前年度と比較した歳入減少の主な要因は、子育て世帯等臨時特別支援事業補助金6,190万円の皆減と、社会資本整備総合交付金3,752万円、31.7%の減による国庫支出金2億2,089万円、27.6%の減によるものと、公共施設等整備基金繰入金4億5,370万円、67.1%の減と、財政調整基金繰入金1億8,070万円の皆減による繰入金8億3,698万円、65.9%の減などです。

次に、町税の状況は次の表のとおりでございます。町税収入は、収入済額が5億6,682万円で、前年度と比較して1,421万円、2.4%の減となりました。不納欠損額は62万円、30.7%の増となり

ました。町税全体の徴収率は95.1%で、前年度と比較して0.1%増となっております。町民税、固定資産税、軽自動車税とも徴収率が増加していることから、町税徴収対策の効果が現れており、高く評価するものでございます。

次に、歳入全般における収入未済額の内訳は次の表のとおりでございます。前年度と比較した収入未済額は、町税が235万円、8.2%の減、分担金及び負担金が皆減、諸収入が22万円、72.6%の減となりました。なお、使用料及び手数料が129万円、223.1%の増となりましたので、収納に向けた創意工夫と内容を十分に精査の上、適切な収納に努めていただきたいと思います。

次に、一般会計の歳出決算額は82億5,132万円で、前年度と比較し11億5,837万円、12.3%の減となりました。

目的別歳出の内訳は、次の表のとおりでございます。前年度と比較した目的別歳出で最も減少したのは、庁舎建設工事11億6,143万円、64.9%の減と庁舎施設備品1億3,810万円、91.8%の減による総務費6億9,555万円、21.3%の減でございます。

次に、性質別歳出の内訳は次の表のとおりでございます。前年度と比較した性質別歳出の特徴は、義務的経費が9,318万円、3.6%の減で、そのうち人件費や扶助費は増となりましたが、公債費が1億7,239万円、16.3%の減となっております。公債費減の主な要因は、任意繰上償還金が2億288万円、58.6%の減と、償還元金が1億8,717万

円、18.1%の減となったためであります。投資的経費も高齢者福祉施設建設事業と特別養護老人ホーム浴室整備事業の皆減により15億6,189万円、45.9%の減となっております。

続きまして、特別会計について申し上げます。5年度の特別会計の決算を合算しますと、歳入総額11億5,021万円、歳出総額11億2,330万円で、差引き2,691万円となっております。

特別会計の収入未済額の状況は、次の表のとおりです。前年度と比較した収入未済額は、国民健康保険事業勘定が484万円、15.7%、後期高齢者医療事業は12万円、357.5%の減となっており、農業集落排水事業は10万円、638.8%の増となりました。特別会計全体では、前年度比486万円、15.7%の減となりました。

次に、各特別会計の決算状況について申し上げます。初めに、国民健康保険事業勘定特別会計の歳入歳出決算ですが、歳入総額8億5,040万円、歳出総額8億4,103万円で、差引残高は936万円です。調定額に対し、80.9%の徴収率となりました。収入未済額は、前年度比484万円減の2,608万円であります。本会計は、実質収支額が936万円の黒字となっております。近年保険税の収入未済額が減少傾向で推移しております。あわせて、医療給付の動向にも留意願います。

不納欠損額が滞納分316万円となっております。徴収率は80.9%で、前年度比1.5ポイントの増となったことから、税法に基づく不納欠損処理と徴収の努力がうかがえます。

次に、農業集落排水事業特別会計の歳入歳出決算ですが、歳入総額2億1,257万円、歳出総額1億9,920万円、差引残高1,337万円です。分担金等の収入未済額は12万円で、前年度比10万円、638.8%増加いたしました。増加の要因は、口座振替預金不足により振替不能によるもので、長期的未納者は発生しておりません。

農業集落排水事業の徴収状況は、次の表のとおりです。

次に、後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出決算ですが、歳入総額8,723万円、歳出総額8,306万円、差引残高は417万円でございます。調定額に対し、100.2%の徴収率となりました。

一般会計及び特別会計の総括でございます。令和5年度決算は、全ての会計で黒字決算となりました。一般会計における財政調整基金などの積立基金残高は6億6,496万円、11.7%増の63億2,715万円となりました。

財政運営の状況につきましては、将来負担比率が前年度の12.8%から比較なしに、実質公債費比率が前年度比0.5ポイント、それぞれ改善いたしました。このように財政の健全化判断比率が改善していることは評価するものでございます。しかしながら、地方債償還までは予断を許さない状況であることから、今後も工夫しながら健全な財政運営に努められることを望みます。

歳入では、町民税、固定資産税、軽自動車税とも前年度の徴収率を上回っており、法に基づいた不納欠損処理の実施と徴収への取組などを評価

するものでございます。引き続き徴収を基本とした適切な対応をお願いいたします。

なお、税外未収金が増加いたしましたので、収納に向けた創意工夫と適切な対応をお願いいたします。

令和5年度は、物価の価格高騰による町民生活への打撃は大きく、様々な対応、施策が実施されました。これらの対応、施策は、住民ニーズに合わせ、工夫を凝らした事業展開になっており、高く評価するものでございます。

結びに、これから庁舎等建設事業2期工事の完成により、くずま～る周辺に様々な機能が集約されることとなっており、新たな町の拠点として町民の利便性の向上につながるものと考えますので、今後にもぎわいの創出、地域経済の活性化、新たな雇用の創出など、さらなる町勢発展と町民福祉の向上、葛巻町総合計画後期基本計画の実現を切望し、決算審査の報告といたします。

次に、国民健康保険病院事業会計の経営の成績及び予算の執行状況について申し上げます。なお、決算状況の詳細につきましては項目別に表で示しておりますが、その表の説明につきましては割愛させていただきますので、後ほどお目通しをお願いします。

初めに、5年度の患者数の動向は次の表のとおりでございます。入院患者数は、前年度比754人、6.1%、外来患者数は前年度比785人、2.8%、それぞれ減少しております。

次に、収益的収入及び支出の状況につきまして

は次の表のとおりでございます。収入につきましては、決算額10億7,816万円で、前年度比2,102万円、1.9%の減となりました。

医業収益は、決算額6億6,700万円で、前年度比3,018万円、4.3%の減となりました。

医業外収益は、決算額3億1,645万円で、前年度比527万円、1.6%の減となりました。

支出につきましては、決算額10億8,834万円で、前年度比474万円、0.4%の増となりました。

医業費用は、決算額10億6,684万円で、前年度比552万円、0.5%の増となりました。

医業外費用は、決算額1,866万円で、前年度比151万円、7.4%の減となりました。

次に、未処理欠損金の状況につきましては次の表のとおりでございます。5年度の純損失は1,249万円であり、4年度末の未処理欠損金6億4,664万円に加え、5年度末の未処理欠損金は6億5,913万円となりました。

次に、一般会計からの繰入れ状況は次の表のとおりでございます。前年度と比較しますと、全体で1,757万円、4.3%の減となりました。

次に、資本的収入及び支出の状況につきましては次の表のとおりでございます。

続きまして、財政状態について申し上げます。初めに、資産の状況につきましては次の表のとおりでございます。資産合計は33億4,467万円で、前年度比1億3,302万円、3.8%の減となりました。

次に、負債の状況につきましては次の表のお

りでございます。負債合計は29億9,521万円で、前年度比1億2,053万円、3.9%の減となりました。

次に、不良債務についてですが、流動資産合計額が流動負債合計額を上回っており、不良債務は発生しておりません。

次に、個人未収金の状況につきましては次の表のとおりでございます。未収金合計は、前年度比で58万円、4.2%減少いたしました。

続きまして、5年度のキャッシュフローの状況は次の表のとおりでございます。

病院事業会計の総括でございます。5年度決算は1,249万円の赤字決算となり、繰越欠損金が増加し、当年度未処理欠損金は6億5,913万円となりました。この大きな要因は、患者数減少による医療収益の減少と新型コロナウイルス予防接種事業による収益の減少によるものでございます。

なお、物価の価格高騰などにより経営を圧迫する状況にありながらも、経費節減に向けた取組や地域連携室を中心とした入退院調整や院内での病床調整会議による入院単価引上げへの取組などについては評価するものでございます。

また、未収金につきましては個人未収金が減少しており、収入の確保に向けての取組を評価するものでございます。今後も未納者の状況に応じ、継続した納付指導など早期解消に努めていただくようお願いをいたします。

5年度は、医師の体制強化や在宅支援病院として24時間往診体制を整備するなど、地域住民が

安心して診療が受けられる医療体制の充実が図られました。今後は、利用率の高い地域包括ケア病床の増床なども検討しながら、国民健康保険葛巻病院経営強化プランに基づき、一層の経営改善を望むものでございます。

続きまして、水道事業会計の経営の成績及び予算の執行状況を申し上げます。なお、決算状況の詳細につきましては項目別に表で示しておりますが、その表の説明につきましては割愛させていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

5年度末における給水人口は5,356人で、前年度と比較すると182人、3.3%減少しております。給水区域内人口に対する普及率は94.4%で、前年度と同率でありました。年間総配水量は100万6,782立方メートルで、前年度と比較しますと9万8,341立方メートル、10.8%増加しております。

配水量に対する有収水量の割合を示す有収率は52.6%で、前年度より6.8%減少しております。

年間料金収入は1億1,572万円で、前年度と比較すると192万円、1.6%減少しております。

次に、収益的収入及び支出の状況につきましては次の表のとおりでございます。5年度予算の執行状況は、収入につきましては決算額1億6,268万円となりました。

営業収益は、決算額1億1,768万円となり、営業外収益は決算額4,499万円となりました。

支出につきましては、決算額1億9,206万円となります。

営業費用は、決算額1億7,619万円となり、営業外費用は決算額1,587万円となりました。

次に、特別損失の状況ですが、支出はありませんでした。

次に、未処理欠損金の状況につきましては次の表のとおりでございます。4年度末の未処理欠損金は1億9,143万円で、5年度純損失3,171万円を加え、5年度末の未処理欠損金は2億2,315万円となりました。

次に、一般会計からの繰入れ状況は次の表のとおりでございます。前年度と比較しますと、全体で301万円、4.3%の増となりました。

次に、資本的収入及び支出の状況につきましては次の表のとおりでございます。

続きまして、財政状態について申し上げます。初めに、資産の状況につきましては次の表のとおりでございます。資産合計は27億5,044万円で、前年度との比較では1億582万円、3.7%の減となりました。

次に、資本の状況ですが、資本の合計は5億3,833万円となりました。

次に、負債の状況につきましては次の表のとおりでございます。負債合計は22億1,210万円で、前年度比1億4,041万円、6.0%の減となりました。

次に、不良債務についてですが、流動資産合計額が流動負債合計額を上回っており、不良債務は発生しておりません。

次に、個人未収金の状況につきましては次の表

のとおりでございます。営業未収金は54万円で、前年度比9万円、20.4%増加いたしました。

続きまして、5年度のキャッシュフローの状況は次の表のとおりでございます。

水道事業会計の総括でございます。5年度の決算は3,171万円の赤字決算となり、繰越欠損金が増加し、当年度未処理欠損金は2億2,315万円となりました。大きな要因としましては、資産の減価償却費が営業費用の59.5%を占めるほど多額であったことと、人口減少に伴う料金収入の減少によるものでございます。

日常業務では、老朽化した施設を適正に管理し、最小限の経費での維持管理に努めておりますが、今後も純損失は料金収入の減少や資産の減価償却などにより同じ程度で推移していくことが予想され、一層の資金計画が重要となります。あわせて、計画的な更新工事と適切な維持工事、漏水調査の実施や非常時における飲料水の確保等、水道事業の維持管理の重要性が求められることとなります。

なお、給水収益は水道経営の根幹であり、水道事業の健全な運営を図るためにも、葛巻町水道事業経営戦略に基づいた取組を重点的に実施することを望みます。

以上、一般会計ほか全ての会計の意見書の報告を終わります。よろしくお願いたします。

議長（鈴木満君）

これで監査委員の報告を終わります。

ただいま議題となっております議案第 28 号から同意第 13 号までの 20 議案については、葛巻町議会総合条例第 46 条第 1 項の規定により、輝くふるさと常任委員会に審査を付託します。

お諮りします。ただいま輝くふるさと常任委員会に付託しました 20 議案について、今会議中に審査を終え、9 月 12 日の最終本会議で委員長の報告を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 28 号から同意第 13 号までの 20 議案については、9 月 12 日の最終本会議で委員長の報告を求めることに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、輝くふるさと常任委員会に付託しました議案の審査については 9 月 10 日及び 11 日の 2 日間でいきますので、ご承知願います。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

(散会時刻 11 時 51 分)